氏 名 中野 邦彦

本論文は、情報通信技術(ICT)を活用した住民参加が、地域社会におけるガバナンスの向上にどのように貢献し得るかについて、実証的に検証することを目的とする。そのために、地方自治体が導入を行った Social Networking Services(SNS)であって、当該地域の住民参加を主な目的とする地域 SNS を研究対象として考察を進めている。

本論文は、3部で構成される。第1章から第4章までで構成される第1部では、 先行研究などに基づき、「地域情報化政策」、「補完性の原理」及び「ガバナンス 理論」の3つの視点から考察し、主に理論的な整理を行う。本論文が取り扱う 「地域社会におけるガバナンスの向上」を「ICTを活用した地域住民の参加に よって、地域社会における諸課題に対する課題解決能力が向上すること」と定 義した上で、「地域SNSの利活用と地域社会の課題解決能力の間には、いかな る関係があるか?」というリサーチクエスチョン(RQ)を設定する。同RQに対 して、第2部では地域SNSの利用主体である地域住民に焦点をあてる一方で、 第3部では地域SNSの設置主体である地方自治体に焦点をあてた分析を行う。

第2部では、まず、第5章で、地域 SNS の利用と実社会のつながりとの関係に焦点をあてて、その中での書き込み内容を定量的に分析する。その結果、地域コミュニティの実社会の活動と密接に結びついた形で地域 SNS が利用されており、地域のイベントや出来事に対する関心を高める効果があることを示す。次に、第6章で、比較的活発に利用されている地域 SNS 利用者を対象にインターネットを通じた質問紙調査を行う。その結果、地域社会の出来事への関心を高める効果はある程度認められる一方で、実社会での交流にまで結びつく効果は限定的であることを示す。第2部では、地域 SNS は、それを利用する住民の地域社会への関心を高めることについて一定のポジティブな効果を示唆する結果が得られる一方、地域社会の活動に直接つながることを示す結果は得られていない。

第3部では、まず、第7章で、地方自治体の職員が地域 SNS の運営に対する 関与について聴き取り調査を行う。その結果、導入目的と担当部署のミスマッ チなどから設置する自治体が必ずしも十分に関与できていない実態を明らかに する。第8章では、地域 SNS が廃止された自治体を対象として廃止に至る経緯を明らかにする。また、第9章では、2014年度時点で活発な利用が行われている自治体を対象にして調査を行い、それぞれの自治体の特徴を明らかにする。第3部の検証を通して、全体としては、地域住民の地域社会の活動への参加を促すような自治体の取組は必ずしも行われていないことを示す。ただし、いくつかの自治体では、従来からのコミュニティ政策とも関連づけるなどして実施することで、住民参加につなげる取組を行っているところも見出されている。明確な導入目的の設定や自治体全体による組織的な関与の重要性が示唆される結果となっている。

第2部と第3部の考察を経て、終章で本論文全体のRQに対する結論を示す。 同章では、地域SNSが地域社会における住民参加に対して果たした役割につい て、地域社会への関心を高めるなどの一定の効果はあるものの、全体としては 限定的であったとの結論を出している。

本研究は、地域 SNS という 1 つの地域情報化関連の施策を対象として、その 導入開始時期から今日にいたるまでの期間にわたり、総務省関連の支援対象と なった多くの事業を丹念に調査研究していることに特徴の 1 つがある。限られ た事例の限られた時点の観察にとどまることなく、導入期、普及期、そして衰 退期までの一連のプロセスを対象に考察することで、地域 SNS という施策の全 体像を描き出すことができている。また、サービスを利用する住民側とサービ スを提供する地方自治体側の双方から分析することで、どちらか一方に偏らな いバランスの取れた知見を示すことができている。さらに、活発に利用されて 存続している事例だけではなく、廃止に至った事例も対象とすることで、地域 情報化施策を実施する際に直面する困難な課題と、それをいかに乗り越えてい くかをしっかりと描き出している。地方自治体の議事録や公表資料、そして、 関係する職員からの聴き取りなどに基づく丹念な調査・分析を通して、地方自 治体や地域の NPO、企業、そして住民が地域 SNS という事業にいかに取り組 んできたかを多面的に示している点が高く評価された。第2部の住民側の研究 に関して、更なる分析が求められる点や、本研究で得られた知見をもとに、ICT を活用した住民参加に関する今後の政策や自治体組織のあり方に対する積極的 な含意や提案が期待されるなどの限界が指摘された。しかし、これらは今後の 研究課題として取り組むべきものであり、本論文が地域情報化施策と地域社会 のガバナンスの研究に対して学問的に貢献することに変わりはない。

よって本論文は博士(社会情報学)の学位請求論文として合格と認められる。